

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報

(4月14日現在)

3回目接種(追加接種)が進んでいます

新型コロナウイルスワクチンは、高い発症予防効果がある一方で、その効果は時間の経過とともに低下するといわれています。ワクチン接種は、新たな変異株への対策にもなるため、初回接種(1・2回目接種)を完了したすべての人に3回目接種をお勧めします。

3回目の「接種券」は、2回目接種から5カ月半が経過した人を対象に毎週月曜日に発送し、発送数に応じた予約枠を毎週金曜日に公開しています。

接種会場やスケジュールなど、詳しくは、市HPまたはとちぎテレビのデータ放送をご覧ください。

ワクチン接種は予約WEBサイト^{URL1}から
予約してください

▼その他 WEB予約の他、コールセンターでも予約を受け付けています。 ▲予約WEBサイト



ワクチン接種の電話予約や問い合わせはこちらへ

宇都宮市新型コロナ
ワクチン接種コールセンター

☎0120(611)287(通話料無料)

※お掛け間違いにご注意ください。

▼対応時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日を含む毎日)。

新型コロナウイルスワクチンの接種証明書を発行しています

ID 1027469

問 保健予防課 ☎(622)1171

- ▼対象 接種時点で本市に住民票の登録があり、接種証明書を必要とする人。
- ▼申請方法 申請書(市HPからも取り出し可)に必要事項を書き、必要書類・返信用封筒(郵便番号・住所・氏名を明記し、切手を貼付)を添えて、郵送で、〒321-0974竹林町972、新型コロナウイルスワクチン接種実施本部へ。または、必要書類をお持ちの上、直接、保健予防課(竹林町・保健所内)またはパスポートセンター(馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階)、保健と福祉の相談(市役所1階)、各地区市民センターへ。ただし、土・日曜日、祝休日を除く。
- ▼その他 必要書類など、詳しくは、市HPをご覧ください。

ワクチン接種を悩んでいる皆さんへ

新型コロナウイルスワクチンについては、正しい情報を元に、効果と副作用について、よく理解した上で接種の判断をしてください。

新型コロナウイルスワクチンの効果

新型コロナウイルスワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を防ぐ効果が期待でき、自分だけでなく、周りの大切な人を感染リスクから守り、以前の生活を取り戻すことにもつながります。

SNSなどの情報をうのみにせず、公的機関が発信している情報を確認して、接種の判断をしてください。

新型コロナウイルスワクチンの副反応

ワクチンを接種した後、一定の割合で、注射した部分の痛み、頭痛、発熱などの副反応が起きる場合がありますが、症状の大部分は、接種後、数日で回復しています。

接種に不安がある場合は、厚生労働省HP^{URL2}をご覧ください。かかりつけ医または栃木県受診・ワクチン相談センター☎0570(052)092へお問い合わせください。



▲厚生労働省HP



12～17歳の3回目接種が始まりました

ID 1026339

- ▼対象 12～17歳の人。
- ▼使用するワクチン ファイザー社ワクチン。
- ▼接種間隔 2回目接種から6カ月。
- ▼費用 無料(全額公費)。
- ▼接種方法 医療機関での個別接種の他、12～17歳専用の予約枠として、総合コミュニティセンターや市保健センターでの集団接種を実施。
- ▼その他 詳しくは、市HPをご覧ください。宇都宮市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター☎0120(611)287へ。

▲市HP
「3回目(追加接種)の新型コロナウイルスワクチン接種」▲市HP
「新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法」

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度

(4月14日現在)

栃木県に発出されていた「まん延防止等重点措置」は解除されましたが、感染が再拡大しつつあります。引き続き、感染対策の徹底をお願いします。
また、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度なども、ぜひご活用ください。

提出はお済みですか？

臨時特別給付金の確認書の提出は発行日から3カ月後まで ID 1028294

■対象 次のいずれかに当てはまる世帯。

- ①住民税非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)現在、本市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の令和3年度の市民税(均等割)が非課税である世帯。ただし、令和3年度の住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く。
- ②家計急変世帯 ①に該当する世帯以外の世帯のうち、

■臨時特別給付金コールセンター ☎0120(375)787

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少(*)し、令和3年度の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

*令和3年1月～令和4年9月の任意の1カ月の収入を12倍し、合計額が非課税相当。

- 提出期限 ①確認書の発行日から、原則3カ月以内②9月30日(必着)。

■その他 詳しくは、市庁をご覧ください。



▲市庁

ID 1023292

国民健康保険傷病手当金

■保険年金課 ☎(632)2316

- ▼対象 国民健康保険に加入している被用者(会社などに勤め給与収入のある人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱などの症状があり感染が疑われるため会社などを休み、給与収入が減少した人。
- ▼支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。
- ▼適用期間 令和2年1月1日～令和4年6月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間。



▲市庁

申請期限が延長されました？

ID 1027314

生活困窮者自立支援金

■宇都宮市自立支援金コールセンター ☎(632)5360

■対象

- ▼初回 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合資金の特例貸付が終了または利用できない世帯。
- ▼再支給 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間が終了した世帯。ただし、支給には収入・資産・就労活動などの条件があります。
- 金額(月額) 単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、3人以上の世帯=10万円。支給条件あり。
- 支給期間 初回、再支給とも最大3カ月。
- 申請期限 6月30日(消印有効)。



▲市庁

市内の事業者を応援！

ID 1028421

宮の事業復活支援金

■宮の事業復活支援金コールセンター ☎(632)5276

- ▼対象 国の「事業復活支援金」の給付対象とならない令和3年11月～令和4年3月の売上高が平成30年11月～令和3年3月のいずれかの月の任意の同じ月の売上高と比較して20%以上30%未満減少している事業者。
- ▼金額 中小法人=最大62万5,000円、個人事業者=最大12万5,000円。
- ▼その他 申請方法など、詳しくは、市庁をご覧ください。



▲市庁

ID 1027962

「宮の食ベトクチケット第2弾」「宮の買イトクチケット」の利用期間を5月23日まで延長しました

■プレミアム付飲食券・商品・サービス券
コールセンター ☎(651)3710

宇都宮市プレミアム付飲食券「宮の食ベトクチケット第2弾」および宇都宮市プレミアム付商品・サービス券「宮の買イトクチケット」の利用期間を、3月31日から「5月23日まで」に延長しました。

今後、利用期間の再延長はありません。詳しくは、市庁をご覧ください。

